

令和2年 2 月 17日開会

令和2年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和2年3月定例会議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第1号	令和2年度宮古市一般会計予算
議案第2号	令和2年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第3号	令和2年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
議案第4号	令和2年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和2年度宮古市介護保険事業特別会計予算
議案第6号	令和2年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計予算
議案第7号	令和2年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算
議案第8号	令和2年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第9号	令和2年度宮古市浄化槽事業特別会計予算
議案第10号	令和2年度宮古市魚市場事業特別会計予算
議案第11号	令和2年度宮古市墓地事業特別会計予算
議案第12号	令和2年度宮古市山口財産区特別会計予算

議案第13号	令和2年度宮古市千徳財産区特別会計予算
議案第14号	令和2年度宮古市重茂財産区特別会計予算
議案第15号	令和2年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
議案第16号	令和2年度宮古市水道事業会計予算
議案第17号	令和2年度宮古市下水道事業会計予算
議案第18号	宮古市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例
議案第19号	宮古市役所の支所及び出張所条例の一部を改正する条例
議案第20号	宮古市地域自治区条例の一部を改正する条例
議案第21号	宮古市債権管理条例
議案第22号	宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例
議案第23号	宮古市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例の一部を改正する条例
議案第24号	宮古市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第25号	宮古市児童館条例の一部を改正する条例

議案第26号	宮古市出張診療所条例を廃止する条例
議案第27号	宮古市豊かな森を育む基金条例
議案第28号	宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
議案第29号	宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例
議案第30号	宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例
議案第31号	宮古市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第32号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第33号	宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第34号	市道路線の認定について

議案第18号

宮古市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例

宮古市の事務所の位置を定める条例（平成17年宮古市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、宮古市の事務所の位置を次のとおり定める。</p> <p>宮古市宮町一丁目1番30号</p>	<p><u>（事務所の位置）</u></p> <p><u>第1条</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、宮古市の事務所の位置を次のとおり定める。</p> <p>宮古市宮町一丁目1番30号</p> <p><u>（庁舎の位置）</u></p> <p><u>第2条</u> 宮古市の庁舎は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 宮古市役所宮古本庁舎 宮古市宮町一丁目1番30号</u></p> <p><u>(2) 宮古市役所田老庁舎 宮古市田老字館が森129番地2</u></p> <p><u>(3) 宮古市役所新里庁舎 宮古市茂市第2地割112番地1</u></p> <p><u>(4) 宮古市役所川井庁舎 宮古市川井第2地割186番地1</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市の事務所及び庁舎の位置を整理しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

宮古市役所の支所及び出張所条例の一部を改正する条例

宮古市役所の支所及び出張所条例（平成17年宮古市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(支所の名称、位置及び所管区域)			(支所の名称、位置及び所管区域)		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
田老総合事務所	宮古市田老一丁目3番4号	[略]	田老総合事務所	宮古市田老字館が森129番地2	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和2年5月18日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

田老総合事務所の移転に伴い、当該事務所の位置を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

宮古市地域自治区条例の一部を改正する条例

宮古市地域自治区条例（平成17年宮古市条例第216号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前																				
1	<p>附 則</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>附 則</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 この条例は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 〔略〕</p>																				
2	<p>(地域協議会の設置及び組織)</p> <p>第3条 法第202条の5第1項の規定により地域自治区に置く地域協議会の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域自治区</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古地域自治区</td> <td><u>宮古地域づくり協議会</u></td> </tr> <tr> <td>田老地域自治区</td> <td><u>田老地域づくり協議会</u></td> </tr> <tr> <td>新里地域自治区</td> <td><u>新里地域づくり協議会</u></td> </tr> <tr> <td>川井地域自治区</td> <td><u>川井地域づくり協議会</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 各地域協議会は、委員<u>12人</u>以内をもって組織する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(地域協議会からの意見聴取事項)</p> <p>第6条 法第202条の7第2項の条例で定める市の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>新市建設計画及び新市基本計画の変更及び進捗状況に関すること。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>地域振興に関すること。</u></p> <p>(4) <u>地域自治区間の交流の促進に関すること。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p>	地域自治区	名称	宮古地域自治区	<u>宮古地域づくり協議会</u>	田老地域自治区	<u>田老地域づくり協議会</u>	新里地域自治区	<u>新里地域づくり協議会</u>	川井地域自治区	<u>川井地域づくり協議会</u>	<p>(地域協議会の設置及び組織)</p> <p>第3条 法第202条の5第1項の規定により地域自治区に置く地域協議会の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域自治区</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古地域自治区</td> <td>宮古地域協議会</td> </tr> <tr> <td>田老地域自治区</td> <td>田老地域協議会</td> </tr> <tr> <td>新里地域自治区</td> <td>新里地域協議会</td> </tr> <tr> <td>川井地域自治区</td> <td>川井地域協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 各地域協議会は、委員<u>10人</u>以内をもって組織する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(地域協議会からの意見聴取事項)</p> <p>第6条 法第202条の7第2項の条例で定める市の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新市建設計画の変更及び進捗状況に関すること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p>	地域自治区	名称	宮古地域自治区	宮古地域協議会	田老地域自治区	田老地域協議会	新里地域自治区	新里地域協議会	川井地域自治区	川井地域協議会
地域自治区	名称																					
宮古地域自治区	<u>宮古地域づくり協議会</u>																					
田老地域自治区	<u>田老地域づくり協議会</u>																					
新里地域自治区	<u>新里地域づくり協議会</u>																					
川井地域自治区	<u>川井地域づくり協議会</u>																					
地域自治区	名称																					
宮古地域自治区	宮古地域協議会																					
田老地域自治区	田老地域協議会																					
新里地域自治区	新里地域協議会																					
川井地域自治区	川井地域協議会																					
3	<p>(地域自治区の事務所)</p> <p>第2条 法第202条の4第2項の規定により地域自治区に置く事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>田老地域自治区事務所</td> <td>宮古市田老一丁目3番4号</td> <td>田老地域自治区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	〔略〕			田老地域自治区事務所	宮古市田老一丁目3番4号	田老地域自治区の区域	<p>(地域自治区の事務所)</p> <p>第2条 法第202条の4第2項の規定により地域自治区に置く事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>田老地域自治区事務所</td> <td>宮古市田老字館が森129番地2</td> <td>田老地域自治区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	〔略〕			田老地域自治区事務所	宮古市田老字館が森129番地2	田老地域自治区の区域		
名称	位置	所管区域																				
〔略〕																						
田老地域自治区事務所	宮古市田老一丁目3番4号	田老地域自治区の区域																				
名称	位置	所管区域																				
〔略〕																						
田老地域自治区事務所	宮古市田老字館が森129番地2	田老地域自治区の区域																				

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 表の2の項の改正部分 令和2年4月1日

(2) 表の3の項の改正部分 令和2年5月18日

令和2年2月17日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地域自治区の設置期間を延長し、地域協議会の名称等及び田老地域自治区事務所の位置を変更するとともに、地域協議会から意見を聴取する事項を追加しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

宮古市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又は規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び地方公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則（第6条第1項及び第9条において「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権の適正な管理を行うため、市の債権に係る台帳を整備しなければならない。

2 前項の台帳に記載する事項は、規則で定める。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。

2 私債権について、債務者が債務の履行期限までに履行しないときは、市長等は、宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例（平成17年宮古市条例第80号）第2条の規定の例により、督促状を発するものとする。

(延滞金)

第7条 市長等は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権について、宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

(情報の利用)

第8条 市長等は、履行期限までに履行されていない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。以下この条において同じ。）を、その保有するに当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は相互に提供し、若しくは収集することができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

4 債務者の情報の範囲は、規則で定める。

(滞納処分等)

第9条 市長等は、強制徴収公債権について、法令等の定めるところにより、滞納処分又は徴収猶予、換価の猶予若しくは滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第10条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限の延長をする場合その他特別の事情があると市長等が認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収公債権等（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収公債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権等（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長等は、非強制徴収公債権等について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長等は、非強制徴収公債権等について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、非強制徴収公債権等を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保障を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長等は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第14条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第15条 市長等は、債務者が前条第1項第1号に掲げる理由に該当し、同条第1項の規定により履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）

から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約又は処分をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約又は処分をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第16条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 第10条に規定する強制執行等又は第12条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 第13条に規定する徴収停止の措置をとった債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の利益を放棄する見込み又はその援用権を喪失する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (5) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 債権が存在しているもののこれを履行させることが困難又は不適當であり、当該債権の放棄についてやむを得ない事情があると市長等が認めるとき。
 - (7) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状況にあり、相当の期間資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (8) 債務者である法人について破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項又は第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。
 - (9) 破産法第253条第1項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が債権についてその責任を免れたとき。
- 2 市長等は、前項の規定により非強制徴収公債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

市の債権の管理に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号

宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例

宮古市市民交流センター条例（平成30年宮古市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
1 〔略〕			1 〔略〕		
2 附属設備使用料			2 附属設備使用料		
（単位：円）			（単位：円）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
〔略〕			〔略〕		
シャワー	〔略〕	〔略〕	シャワー	〔略〕	〔略〕
ワークデスク	<u>1台（1時間までごとに）</u>	<u>100</u>			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市市民交流センターに設置するワークデスクの利用に係る使用料の額を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

宮古市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例の一部を改正する条例

宮古市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例（平成18年宮古市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分担金の額) 第2条 分担金の額は、整備事業により整備する移動通信用鉄塔施設（以下「施設」という。）の設置費用に <u>6分の1</u> を乗じて得た額を上限として、市長が定める。	(分担金の額) 第2条 分担金の額は、整備事業により整備する移動通信用鉄塔施設（以下「施設」という。）の設置費用に <u>8分の1</u> を乗じて得た額を上限として、市長が定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

移動通信用鉄塔施設の設置費用として電気通信事業者から徴収する分担金の額の算出割合を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

宮古市印鑑条例の一部を改正する条例

宮古市印鑑条例（平成17年宮古市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人に係る欠格条項の見直しをするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

宮古市児童館条例の一部を改正する条例

宮古市児童館条例（平成17年宮古市条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(名称、定数及び位置)			(名称、定数及び位置)		
第2条 児童館の名称、定数及び位置は、次のとおりとする。			第2条 児童館の名称、定数及び位置は、次のとおりとする。		
名称	定数	位置	名称	定数	位置
[略]			[略]		
宮古市田代児童館	30人	宮古市田代第16地割141番地	宮古市田代児童館	30人	宮古市田代第16地割141番地
			宮古市川内児童館	<u>50人</u>	<u>宮古市川内第5地割4番地</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市川内児童館を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

宮古市出張診療所条例を廃止する条例

宮古市出張診療所条例（平成17年宮古市条例第112号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（宮古市診療所使用料及び手数料条例の一部改正）

2 宮古市診療所使用料及び手数料条例（平成20年宮古市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、宮古市国民健康保険田老診療所、宮古市国民健康保険新里診療所、宮古市国民健康保険川井診療所、宮古市国民健康保険川井歯科診療所及び<u>宮古市休日急患診療所</u>（以下「診療所」という。）の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、宮古市国民健康保険田老診療所、宮古市国民健康保険新里診療所、宮古市国民健康保険川井診療所、宮古市国民健康保険川井歯科診療所、<u>宮古市休日急患診療所及び宮古市出張診療所</u>（以下「診療所」という。）の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考：改正部分は、下線の部分である。</p>	

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市出張診療所を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

宮古市豊かな森を育む基金条例

(設置)

第1条 森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てるため、宮古市豊かな森を育む基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための事業に要する経費に充てる場合に限って、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市豊かな森を育む基金を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号

宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例（令和元年宮古市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 この条例は、 <u>令和2年6月1日</u> から施行する。ただし、 表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。	附 則 この条例は、 <u>令和2年4月1日</u> から施行する。ただし、 表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市赤前農漁村センターの供用開始日を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第29号

宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例

宮古市漁港管理条例(平成17年宮古市条例第140号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第1 (第14条関係)						別表第1 (第14条関係)					
占用料						占用料					
区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 (電 柱 類 は 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地下埋設物を 設置する場合		区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 (電 柱 類 は 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地下埋設物を 設置する場合	
				外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 未 満	外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 以 上					外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 未 満	外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
施設 の 種 類						施設 の 種 類					
岸壁 物揚場 棧橋		[略]	1本 ごと に1 年	1メ ー ト ル ま で 1 年	1メ ー ト ル ま で 1 年	岸壁 物揚場 棧橋		[略]	1本 ごと に1 年	1メ ー ト ル ま で 1 年	1メ ー ト ル ま で 1 年
船揚場 漁具干 場	[略]	[略]	つき 380円	とに 1年	とに 1年	船揚場 漁具干 場	[略]	[略]	つき 300円	とに 1年	とに 1年
漁港施 設用地	[略]	[略]		につ き81 円	につ き140 円	漁港施 設用地	[略]	[略]		につ き65 円	につ き110 円
荷さば き所用 地	[略]					荷さば き所用 地	[略]				
野積場		[略]				野積場		[略]			
備考 [略]						備考 [略]					
別表第3 (第15条関係)						別表第3 (第15条関係)					
砂採取料等						砂採取料等					
1 [略]						1 [略]					
2 占用料						2 占用料					

区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 (電 柱 類 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合	
				外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト 未 満	外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト 以 上
水域	[略]		1 本	1 メ	1 メ
公共空 地	[略]	[略]	ご と に 1 年 に つ き <u>380</u> 円	ー ト ま で ご と に 1 年 に つ き <u>81</u> 円	ー ト ま で ご と に 1 年 に つ き <u>140</u> 円

備考 [略]

区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 (電 柱 類 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合	
				外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト 未 満	外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト 以 上
水域	[略]		1 本	1 メ	1 メ
公共空 地	[略]	[略]	ご と に 1 年 に つ き <u>300</u> 円	ー ト ま で ご と に 1 年 に つ き <u>65</u> 円	ー ト ま で ご と に 1 年 に つ き <u>110</u> 円

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

漁港施設及び漁港区域内の占用料の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例
(宮古市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 宮古市道路占用料徴収条例(平成17年宮古市条例第160号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	380	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	300	
	第2種電柱		580		第2種電柱		470	
	第3種電柱		780		第3種電柱		630	
	第1種電話柱		340		第1種電話柱		270	
	第2種電話柱		540		第2種電話柱		440	
	第3種電話柱		740		第3種電話柱		600	
	その他の柱類		34		その他の柱類		27	
	[略]				[略]			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330		路上に設ける変圧器	1個につき1年	270	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	200		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	160	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540	
	郵便差出箱及び信替便差出箱		280		郵便差出箱及び信替便差出箱		230	
	[略]				[略]			
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	680		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	540	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	11	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		33

	トル以上0.2メートル未満のもの			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200	
	外径が1メートル以上のもの		410	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	680	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]		[略]	
	上空に設ける通路		330	
	[略]		[略]	
	その他のもの		680	
[略]				
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	[略]			
	標識	1本につき1年	540	
	[略]			
	アーチ	1基につき1月	[略]	
	その他のもの		330	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	680	
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	

	トル以上0.2メートル未満のもの			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		49	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		65	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		160	
	外径が1メートル以上のもの		330	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	540	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]		[略]	
	上空に設ける通路		340	
	[略]		[略]	
	その他のもの		540	
[略]				
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	[略]			
	標識	1本につき1年	440	
	[略]			
	アーチ	1基につき1月	[略]	
	その他のもの		340	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	540	
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	

[略]	占用面積1平方メートルにつき1月	[略]	68
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			
政令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
備考 [略]			

[略]	占用面積1平方メートルにつき1月	[略]	54
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			
政令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
備考 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市都市下水路条例の一部改正)

第2条 宮古市都市下水路条例(平成17年宮古市条例第171号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
道路法(昭和27年法律第180号。(以下「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	380	第1種電柱	1本につき1年	300	
	第2種電柱		580	第2種電柱		470	
	第3種電柱		780	第3種電柱		630	
	第1種電話柱		340	(以下「法」という。)第32条第1項	第1種電話柱		270
	第2種電話柱		540	第2種電話柱		440	
	第3種電話柱		740	第3種電話柱		600	
	その他の柱類		34	第1号に掲げる工作物	その他の柱類		27
	[略]				[略]		

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>330</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>200</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>680</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>280</u>
	[略]		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>680</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>14</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>20</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>81</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>140</u>

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>270</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>160</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>540</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>230</u>
	[略]		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>540</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>11</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>16</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>24</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>49</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>65</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110</u>

	の			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200
	外径が1メートル以上のもの			410
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルに		680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]	つき1年	[略]	[略]
	上空に設ける通路			330
	[略]		[略]	[略]
	その他のもの			680
[略]				
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	[略]			
	標識	1本につき1年		540
	[略]			
	アーチ	1基につき1月	[略]	[略]
	その他のもの			330
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルに		680
政令第7条第3号に掲げる施設		つき1年	Aに0.033を乗じて得た額	
[略]				
備考	[略]			
備考	改正部分は、下線の部分である。			

	の			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			160
	外径が1メートル以上のもの			330
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルに		540
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]	つき1年	[略]	[略]
	上空に設ける通路			340
	[略]		[略]	[略]
	その他のもの			540
[略]				
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	[略]			
	標識	1本につき1年		440
	[略]			
	アーチ	1基につき1月	[略]	[略]
	その他のもの			340
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルに		540
政令第7条第3号に掲げる施設		つき1年	Aに0.034を乗じて得た額	
[略]				
備考	[略]			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

道路法施行令の改正に伴い、占用料の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第31号

宮古市営住宅条例の一部を改正する条例

宮古市営住宅条例(平成17年宮古市条例第168号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(住宅の明渡し請求等)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>民法第404条に規定する法定利率</u>の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(住宅の明渡し請求等)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5パーセント</u>の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市営住宅条例第42条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

民法の改正に伴い、不正入居者に対する明渡し請求を行う場合の利息の適用利率を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～56 [略]			1～56 [略]		
57 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平成 24年法 律第84 号。以下 「都市 低炭素 化促進 法」とい う。)第 53条第1 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の認 定の申 請に対 する審 査	低炭 素建 築物 新築 等計 画認 定申 請手 数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額	57 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平成 24年法 律第84 号。以下 「都市 低炭素 化促進 法」とい う。)第 53条第1 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の認 定の申 請に対 する審 査	低炭 素建 築物 新築 等計 画認 定申 請手 数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
		(1) [略]		(2) 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>設計一次エネルギー消費量</u> <u>（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量という。以下この項において同じ。）を同告示Iの第2の2の2-3(2)イに定める数値とする場合は(1)アからケまでに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び第58項において同じ。）の床面積（(2)アからケまでにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額、設計一次エネルギー消費量を同告示Iの第2の2の2</u>	

		-3(2)ロに定める数値とする 場合は(1)アからケまでに定 める額	
		ア～カ [略]	
		(3)～(5) [略]	
58～62 [略]			
63 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律(平成27年 法律第53号。 以下「建築物 省エネ法」と いう。)第29 条第1項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能向上 計画の認定の 申請に対する 審査	建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料	申請1件につき、建築物1棟ご とに、次に掲げる建築物等の区分 に応じ、それぞれ次に定める額 を合算した額	
		(1) [略]	
		(2) 共同住宅等又は住宅・非住 宅複合建築物(一戸建てであ るものを除く。)の住宅部分	
		ア 床面積 (住宅部 分の設計 一次エネ ルギー消 費量(建 築物エネ ルギー消 費性能基 準等を定 める省令 (平成28 年経済産 業省・国 土交通省 令第1号。 以下この 項、次項 及び第65 項におい て「省令」 という。) 第1条第1 項第1号 イに規定	(ア)・(イ) [略]

		ア～カ [略]	
		(3)～(5) [略]	
58～62 [略]			
63 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律(平成27年 法律第53号。 以下「建築 物省エネ法」と いう。)第29 条第1項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能向上 計画の認定の 申請に対する 審査	建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料	申請1件につき、次に掲げる建築 物等の区分に応じ、それぞれ次 に定める額	
		(1) [略]	
		(2) 共同住宅等又は住宅・非住 宅複合建築物(一戸建てであ るものを除く。)の住宅部分	
		ア 床面積 の合計が 300平方 メートル 以下のも の	(ア)・(イ) [略]

する設計
 一次エネ
 ルギー消
 費量をい
 う。第65
 項(4)に
 おいて同
 じ。)を省
 令第12条
 第2項第2
 号の数値
 とする場
 合は、共
 用部分
 (省令第
 4条第3項
 第1号に
 規定する
 共用部分
 をいう。
 第65項
 (4)にお
 いて同
 じ。)の床
 面積を除
 く。イに
 おいて同
 じ。)の合
 計が300
 平方メー
 トル以下
 のもの

イ [略]

(3) 住宅部分を有しない建築
 物又は住宅・非住宅複合建築
 物の非住宅部分（建築物省エ
 ネ法第11条第1項に規定する
 非住宅部分をいう。以下この
 項、次項及び第65項において

イ [略]

(3) 住宅部分を有しない建築
 物又は住宅・非住宅複合建築
 物の非住宅部分（建築物省エ
 ネ法第11条第1項に規定する
 非住宅部分をいう。以下この
 項、次項及び第65項において

同じ。) (当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能 (建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、次項及び第65項において同じ。) が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(4) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 (当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(5) 住宅・非住宅複合建築物 ((1)から(4)までに係るものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア [略]

イ 非住宅部分 (3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

同じ。) (当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能 (建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、次項及び第65項において同じ。) が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第65項において「省令」という。) 第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(4) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 (当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(5) 住宅・非住宅複合建築物 ((1)から(4)までに係るものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア [略]

イ 非住宅部分 (3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものと

		としてされた認定申請に係るものにあつては、(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額)
64 建築物省エネルギー法の第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請の審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額
		(1)・(2) [略]
		(3) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイに定める額
		(4) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)ア又はイに定める額
		(5) 住宅・非住宅複合建築物

		としてされた認定申請に係るものにあつては、(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額)
64 建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請の審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
		(1)・(2) [略]
		(3) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイに定める額
		(4) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)ア又はイに定める額
		(5) 住宅・非住宅複合建築物

		(1)から(4)までに係るものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額
		ア [略]
		イ 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)ア又はイに定める額)
65 建築物 省エネ法 第36条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能基準 適合 認定 申請 手数料 の認定の申 請に対す る審査	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 適 合 認 定 申 請 手 数 料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)
		ア [略]
		イ 床面積 (ア) [略] の合計が (イ) 6,000円 200平方メ ートルを超 えるもの

		(1)から(4)までに係るものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額
		ア [略]
		イ 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)ア又はイに定める額)
65 建築物 省エネ法 第36条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能基準 適合 認定 申請 手数料 の認定の申 請に対す る審査	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 適 合 認 定 申 請 手 数 料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)
		ア [略]
		イ 床面積 (ア) [略] の合計が (イ) 6,000円 200平方メ ートルを 超えるもの

(2) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積	(ア) 2万円
の合計が	(イ) 6,000円
200平方メートル以下のもの	

イ 床面積	(ア) 2万1,000円
の合計が	(イ) 6,000円
200平方メートルを超えるもの	

(3) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(4) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積	(ア)・(イ) [略]
(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数	

(2) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(3) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積	(ア)・(イ) [略]
の合計が	
300平方メートル以下のもの	

<u>値とする場合は、共用部分の床面積を除く。イ並びに(5)及び(6)において同じ。)の合計が300平方メートル以下のもの</u>	
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(ア) [略] (イ) 2万3,000円
<u>(5) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</u>	
ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	(ア) 3万7,000円 (イ) 1万1,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(ア) 6万3,000円 (イ) 2万3,000円
<u>(6) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及び</u>	

<u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u>	
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(ア) [略] (イ) 2万3,000円
<u>(4) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)</u>	

<p>ロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p>
<p>ア・イ [略]</p>
<p>(7) 住宅部分を有しない建築物(当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p>
<p>ア・イ [略]</p>
<p>(8) 住宅部分を有しない建築物(当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p>
<p>ア・イ [略]</p>
<p>(9) 住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額</p>
<p>ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(2)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応</p>

<p>に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p>
<p>ア・イ [略]</p>
<p>(5) 住宅部分を有しない建築物(当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p>
<p>ア・イ [略]</p>
<p>(6) 住宅部分を有しない建築物(当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p>
<p>ア・イ [略]</p>
<p>(7) 住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額</p>
<p>ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額)</p>

	<p>じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 非住宅部分 (7)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)ア又はイに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(8)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(8)ア又はイに定める額)</p> <p>(10) 住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額 (当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(5)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 非住宅部分 (9)イに定める額</p>		<p>イ 非住宅部分 (5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)ア又はイに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)ア又はイに定める額)</p> <p>(8) 住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額 (当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 非住宅部分 (7)イに定める額</p>
--	---	--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月17日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る簡易な評価方法が追加されたことに伴い、当該認定等に係る手数料の額を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 33 号

宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 8 項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 8 項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第34号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

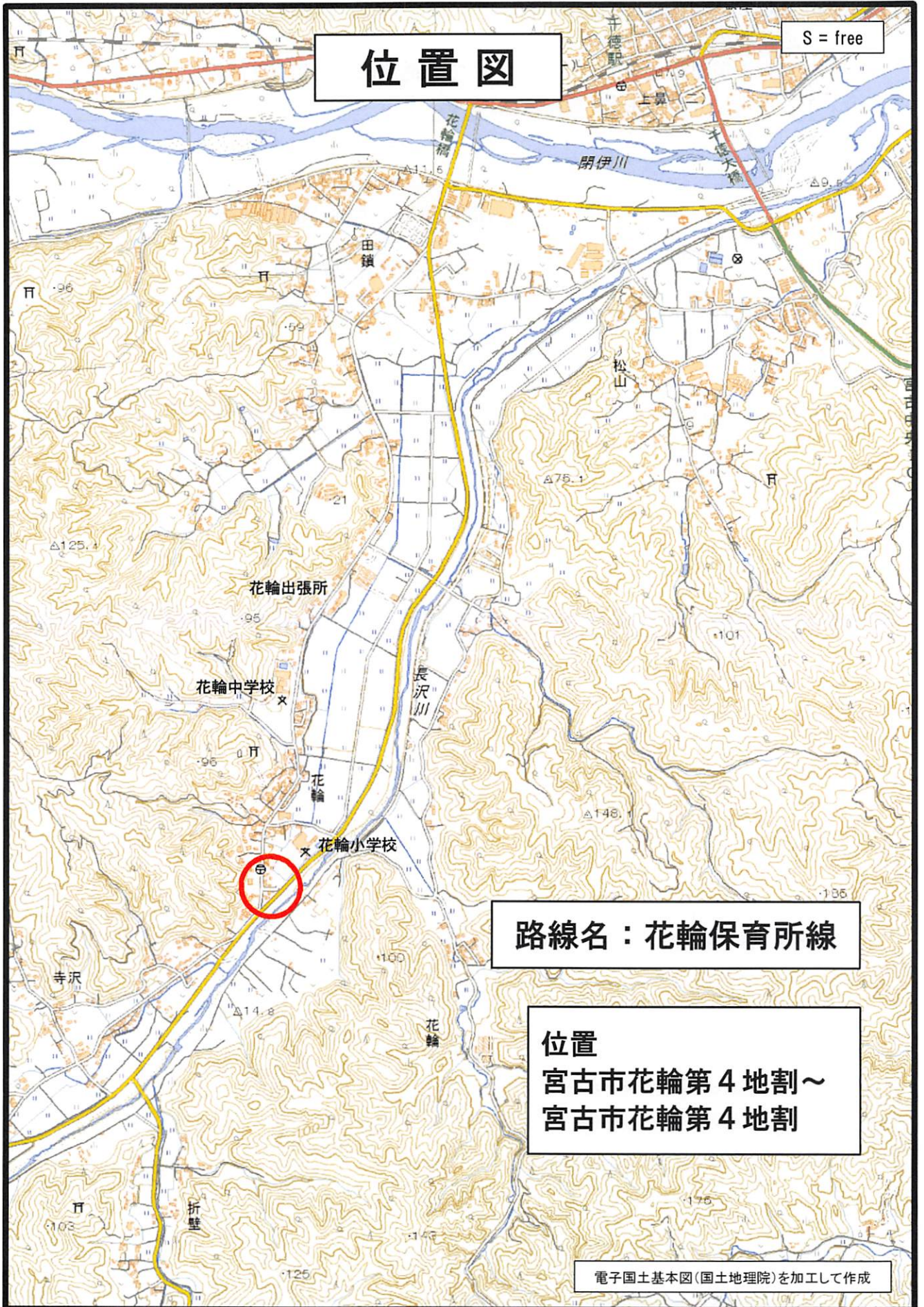
花輪地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
35	花輪保育所線	宮古市花輪第4地割2番6地先	
		宮古市花輪第4地割2番1地先	

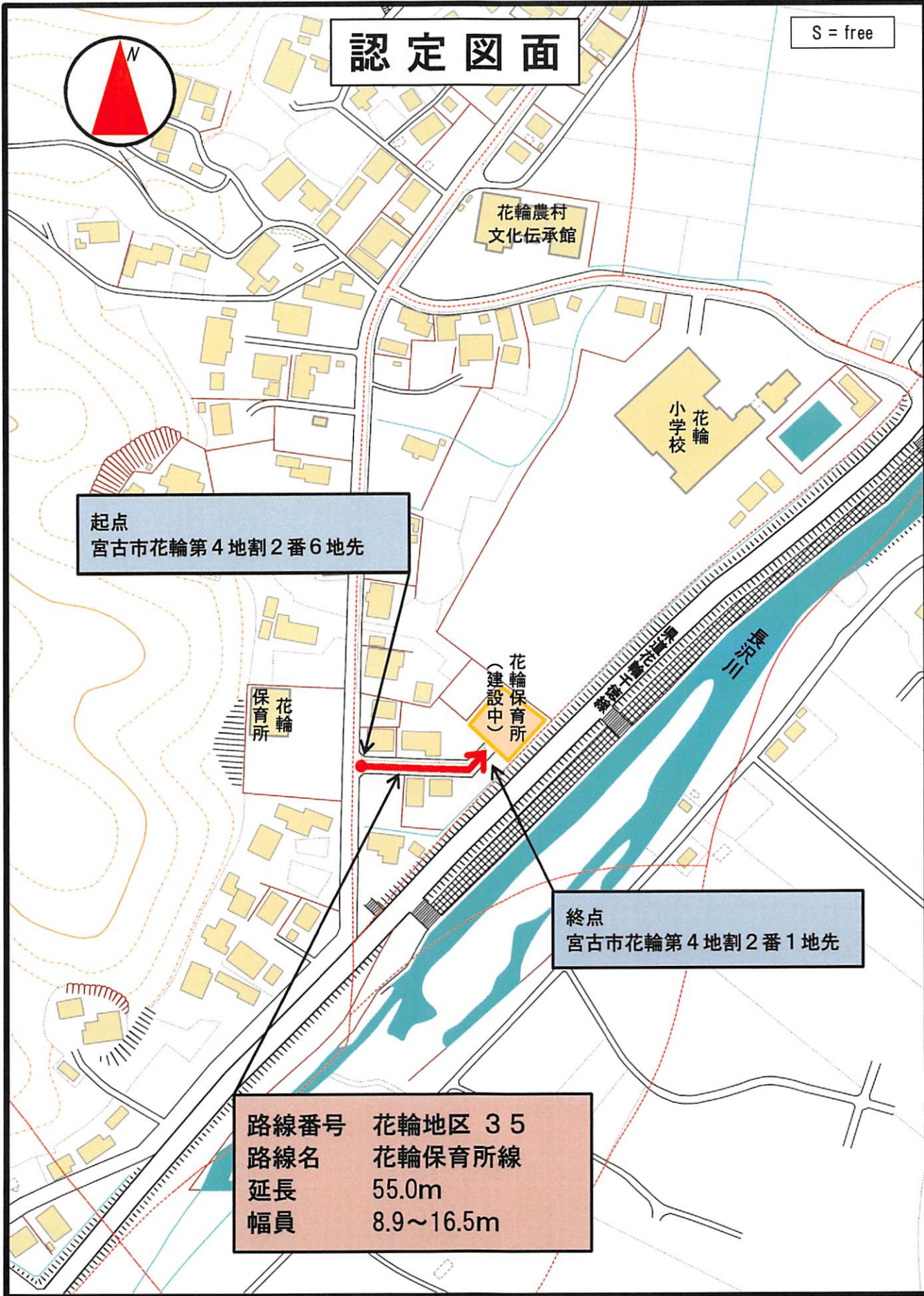
令和2年2月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。





認定図面

S = free

起点
宮古市花輪第4地割2番6地先

花輪農村
文化伝承館

花輪
小学校

花輪
保育所

花輪保育所
(建設中)

終点
宮古市花輪第4地割2番1地先

路線番号	花輪地区 35
路線名	花輪保育所線
延長	55.0m
幅員	8.9~16.5m